

台風第 11 号の接近に伴う農作物被害防止対策

令和 4 (2022) 年 9 月 2 日
上都賀農業振興事務所経営普及部
上都賀地域農業気象災害対策協議会

台風第 11 号に関する情報第 73 号 (令和 4(2022)年 9 月 2 日 5 時 21 分気象庁発表) によると、非常に強い台風第 11 号は、2 日 3 時には宮古島の南約 390 キロにあって、ほとんど停滞している。今後、ゆっくり北上を始め、4 日から 5 日にかけて東シナ海を北上し、6 日には九州へ接近するおそれがあるとしている。

台風の予想進路にはまだ幅があるが、停滞すると予想されている前線の影響とあわせて、今後広い範囲で影響が懸念されることから、以下の技術対策により被害防止に努める。

[参考]

- 令和 4 年台風第 11 号に関する情報第 73 号 (令和 4 年 9 月 2 日 5 時 21 分・気象庁発表)
https://www.jma.go.jp/bosai/information/typhoon.html#event_id=TC2213
- 関東甲信地方 1 か月予報 [予報期間 9/3~10/2] (令和 4 年 9 月 1 日 14 時 30 分・気象庁発表)
https://www.jma.go.jp/bosai/season/#area_type=offices&area_code=090000&term=1month

I 共 通

1 大雨対策

- (1) 大雨による冠水等が心配されるので、排水路の点検を行い、冠浸水時の速やかな排水に努める。
- (2) ゴミや刈り払った雑草が水路を塞がないよう、事前に取り除いておく。

2 防風網・防鳥網・多目的防災網等の点検、補修

- (1) 網が飛ばされたり破られたりしないよう固定状況を点検するとともに、破損部があると強度が低下するので補修をしておく。
- (2) 目が細かい多目的防災網等を展張している場合は、網の外側に支柱等を建て柵線に固定する。
- (3) 収穫が終了したほ場の防災網等は速やかに収納する。

3 ハウスの点検、補修、補強

- (1) 被覆資材の破損部や固定が不十分なところがないか点検し、補修を行っておく。
- (2) 筋交いにより奥行き方向への倒壊を防止する。また、ハウスの肩部を引っ張り資材や、つかえ棒で補強し、変形を防止する。
- (3) 使用していないハウスは、天井や妻面のビニールをはずして風を抜けやすくし、施設の損壊を防ぐ。

4 事後対策の準備

- (1) 被害後、速やかに回復措置がとれるよう、排水対策や施設等の修復、病害防除等の準備をしておく。

II 普通作物

1 水稻

- (1) 冠水したほ場は、速やかに排水に努める。
- (2) 収穫適期を迎えている水稻は、台風の接近前に速やかに収穫する。
- (3) 倒伏した稲は、晴れ間を見て株起こしを行い、穂発芽を防止する。
- (4) 普通植等出穂直後の品種は、台風通過後の乾燥した強風による被害(白未熟粒等)が懸念されるため、やや深水とする。

[参考]

- BLASTAM による葉いもち感染好適条件判定結果(令和4年9月1日・農業環境指導センター)
<http://www.jpnn.ne.jp/tochigi/file/data/Blastam/2022.htm>

2 大豆・小豆・そば

- (1) 大雨による冠水及び浸水等が心配されるので、排水溝の点検をしておく。
- (2) 大豆は、葉焼病や斑点細菌病の予防のため、台風通過後に登録薬剤を散布する。
- (3) 倒伏したそばは、無理に起こすと折れてしまうので、自然に起き上がるのを待つ。

III 野菜

1 全般

- (1) 強風対策として、ハウスやネットの点検・補修・補強を行う。
- (2) ほ場の冠水及び浸水が懸念される場合は、排水対策に努める。
- (3) 病気が発生しやすくなるので、発生が懸念されるほ場では防除を実施する。

2 いちご

- (1) 炭疽病が発生しやすくなるので、排水対策を行うとともに、台風通過前後は薬剤防除を実施する(育苗期と本ぼで使用できる農薬が異なるので注意する)。
- (2) 育苗及び本ぼハウスの補強、修繕、ハウス周辺排水対策を行う。
- (3) 定植作業が大幅に遅れる場合は、苗の花芽分化を確認後、葉面散布等による追肥を行い極端な肥料切れを防ぐ。

3 なす、きゅうり等

- (1) 強風による損傷や倒伏を軽減するため、茎や枝を支柱やネット、誘引線によく固定しておく。また、被害を軽減するため、収穫可能な果実は早めに収穫する。

4 ねぎ

- (1) 強風による倒伏や茎折れを軽減するため、土寄せを行う。

[参考]

- 2022年度病害虫発生予報第5号(令和4年8月19日・栃木県農業環境指導センター)
<http://www.jpnn.ne.jp/tochigi/file/yosatu/2022/yohou/yohou202208.pdf>

IV 果 樹

1 共 通

(1) 成熟期を迎えた作目・品種においては適期収穫に努める。

2 なし・ぶどう等（棚仕立て果樹）

(1) 強風による枝や果実の損傷を軽減するため、結果枝等を棚にしっかりと固定する。

3 りんご等（立木仕立て果樹）

(1) 強風による枝や果実の損傷を軽減するため、主枝や側枝等太枝に支柱を設置したり、結果枝同士を結束するなどして、固定しておく。

(2) りんごのわい化栽培は、主枝等をトレリスへしっかりと固定し倒伏を防止する。

(3) 着色向上のための反射シートは、風で飛ばされないよう片付ける。

4 苗木

(1) 強風による倒伏を軽減するため、支柱に固定しておく。特に、育苗中の「大苗」は倒伏しやすいので十分注意する。

V 花 き

1 露地ぎく

(1) 支柱やネットのゆるみを直し、十分に補強する。ネット上げの作業が遅れている場合は、所定の位置までネットを上げておく。

(2) ほ場が冠水しないように、事前に排水溝を設けるなど、対策を講じておく。特に、病気が発生しやすくなるので、発生が懸念されるほ場では防除を実施する。

VI 特用作物

1 こんにゃく

(1) 大雨による冠水及び浸水等が心配されるので、排水溝等の点検をしておく。

(2) 腐敗病等予防のために、台風通過後に登録薬剤を散布する。

VII 畜 産

1 畜舎

(1) カーテン等の固定状況を点検し、補修、補強しておく。

(2) 雨水の流入が心配される場合は、土のう等により対策を講じておく。

(3) 車両や飼料、機器を水没しない場所へ移動しておく。

(4) 風雨により浸水する可能性のある電気設備の防水対策を講じておく。

(5) 堆肥舎への風雨の吹き込みにより堆肥や汚水が流出しないよう、堆肥をシートで覆うなどして流出を防止する。また、堆肥を圃場に一時置きせず、速やかに散布し圃場外への流出を防止する。

(6) 風雨により畜舎が破損して外部から野生動物が侵入しないよう畜舎の点検をする。

2 飼料用とうもろこし

(1) 畑の排水路を確保する。

- (2) 絹糸抽出期前後で被災した場合、折損していないもの、軽微な倒伏は回復の可能性があるので、回復状態を良く確認し適期収穫に努める。折損したものは速やかに収穫し、必要に応じて調製時に水分調整や、添加剤（グルコースや乳酸菌等）を利用する。
- (3) 収穫適期に被災した場合は、今後の気象情報に注意し、ほ場に機械が入れる状態になったら早めに収穫する。収穫時は土砂が混入しないように高刈りする。土砂の付着の著しいとうもろこしは、サイレージの品質劣化等の懸念があるので収穫しないようにする。倒伏、高水分、刈り遅れはサイレージの品質低下が避けられないので、調製時に添加剤を利用する。また、給与に際しては、必要に応じてかび毒や栄養成分分析を行うとともに、栄養価、嗜好性等にも配慮し、補助飼料やかび毒吸着剤を給与する等家畜の生産性が低下しないよう注意する。

3 停電による搾乳不能に備えて

- (1) 発電機の準備と燃料の確認を行っておく。
- (2) 停電時に搾乳する場合は高泌乳の牛から行う。また、濃厚飼料の給与は控える。

(注意)

- ※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布に当たっては、飛散防止に十分注意する。
- ※ 倒伏、冠水等により土壌等が付着すると、放射性物質に汚染されるおそれがあるので、収穫物に混入しないよう注意する。

VIII その他

1 安全確保と事故防止

- (1) 河川や用排水路が増水している時の見回り等は危険なので、水がある程度引いて安全確認ができるまでは、ほ場や用排水路の様子を見に行くことはしない。

2 熱中症予防等の健康管理・感染症感染拡大防止

- (1) 直近の1か月予報によると、今後も気温は高めの予報となっているので、健康管理に十分注意し無理のない作業計画、こまめな水分・塩分補給と休憩など、適切な熱中症予防対策をとる。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する栃木県の警戒度は「警戒度レベル2（警戒を強化すべきレベル）。引き続き、健康管理に留意し感染拡大防止に努める。

[参 考]

- 熱中症予防×コロナ感染防止パンフレット（環境省・厚生労働省）
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/documents/corona-necchushou.pdf>
- 新型コロナウイルス警戒度レベル2・感染急拡大（令和4年9月1日 栃木県）
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/handankizyunsuii.html>
- B A. 5対策強化宣言について（令和4年8月30日 栃木県）
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-isei/kansen/hp/2208ba5taisaku.html>

3 農作業事故防止、農作物等の盗難防止

- (1) 秋の農作業安全確認運動（9月1日から11月30日）

・秋の農繁期を迎えるにあたり、乗用型トラクターにおける死亡事故防止に重点をおき、「しめよう！シートベルト」をテーマに、乗用型トラクターの安全キャブ・フレームの効果を高めるシートベルト・ヘルメットの着用を促進するとともに、高齢農業者の事故防止と、万一の事故に備えた労災保険の加入促進を図るため、秋の農作業安全確認運動を実施中。

[参考]

- 2022 年秋の栃木県農作業安全確認運動(令和 4 年 8 月 30 日・栃木県農政部)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/nousagyouanzen.html>



9月～11月は「秋の農作業安全確認運動」の実施期間です。

高齢農業者の事故が多発しています！以下のことを心がけましょう。

- ・こまめな休息など、余裕を持った作業を行う。
- ・複数人での作業を基本とし、一人での作業の場合は携帯電話を持つ。
- ・家族や仲間と声をかけ合って、農作業の事故を防ごう！

(2) 農業機械、農作物の盗難防止対策を行う。

[参考]

- 農作物の盗難防止対策を実施しましょう（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/tounan.html>